

# 新型コロナウイルスの感染が確認された場合の公共施設の対応方針について

2020. 4. 13 策定（暫定版）  
2023. 3. 13 改定（第9次改定）

## 1. 基本的な考え方

市内で新型コロナウイルスの感染が発生した場合、不特定多数の方が集まる集客施設や貸館施設等については、島根県と感染状況等を確認し、臨時休業等の要否を判断する。また、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、島根県知事から施設の使用制限等の要請があった場合等においては、島根県の対応方針を踏まえ、雲南市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議し対応する。

## 2. 本方針の対象となる施設

### (1) 観光・文化施設（屋内施設）

施設の名称：下布施ホースセラピー、雲南市掛合酒蔵資料館、高齢者創作活動施設「稲わら工房」、神楽の宿、加茂岩倉遺跡ガイドダンス、菅谷たたら山内、吉田町郷土資料館、山内生活伝承館、永井隆記念館、永井隆博士生い立ちの家

### (2) 宿泊施設（清嵐荘、健康の森等）

### (3) 温浴施設（桂荘、おろち湯ったり館等）

### (4) 交流センター施設

### (5) 体育館施設等（アスパル、ラソンテ等。トレーニングルームを含む。）

### (6) ホール施設（ラメール、チェリヴァホール等）

### (7) 集会・貸館施設

## 3. 市内公共施設において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合等の対応

区 分	対 応
市内公共施設の関係者若しくは利用者が感染者となった場合 当該施設の管理者は、当該施設に勤務する者に「濃厚接触者の定義（※注。以下同じ）」に該当する者があるかどうか、未診断の風邪等の症状を有する者がいないかなど勤務する者の健康状態の確認等を行う。	
ア. 確認等が完了し、当該施設内での感染拡大の恐れがないと判断される場合	通常どおり営業
イ. 確認等が完了していないか、当該施設の関係者若しくは利用者に感染が拡大する恐れがある場合	臨時休業

※当該施設の管理者が、「濃厚接触者の定義」に該当する者であるかの判断について疑義がある場合は、保健所等の助言を踏まえ判断する。

※当該施設内で感染が広がっている可能性が高い場合の休業期間は、感染の把握状況、感染の拡大状況、その他休業による影響等を考慮し、保健所等の助言を踏まえ判断する。

※国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、島根県知事から施設の使用制限等の要請があった場合等においては、島根県対策本部会議で決定された対応方針を踏まえ、県内及び市内の感染状況等を確認し、休業等の措置について総合的に判断する。

#### 4. 施設の開館

施設の開館にあたっては、島根県の対応方針に沿って感染防止対策を徹底するとともに、以下の「感染拡大防止のための対策」に取り組む。

- (1) 「三つの密（① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、② 密集場所（多くの人が密集している）、③ 密接場所（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）」を避けるなど予防対策を講ずること
- (2) 発熱、咽頭痛、咳、味覚・嗅覚障害などの症状がある者の利用を禁止すること。（ただし、他の疾病等により当該症状を有する者を除く）
- (3) 利用者には手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保など自己予防策の協力を促すこと。なお、指定管理者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと
- (5) 感染拡大の状況により、サウナの利用制限など施設の一部利用制限を設けること

#### 5. その他

- (1) 臨時休業等を行う旨の発表にあたっては、感染した方やその関係者に対する誹謗中傷、差別や偏見などの人権侵害を防ぐため、インターネットやSNS等をはじめとして、感染した方やその関係者などの個人を特定する行動やうわさ話につながらないよう十分配慮すること
- (2) 指定管理者には本方針を伝達し、指定管理者において施設の運営規定や実情を考慮した開館等の対応をいただくよう要請する。

#### ※注

【濃厚接触者の定義】※島根県ホームページより引用（令和4年9月時点）

「濃厚接触者」とは、陽性者の感染可能期間内（※）に陽性者と接触した者のうち、次の範囲に該当する方です。

※感染可能期間内：発症日の2日前から、診断後に隔離開始されるまでの間

1. 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方
2. 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた方
3. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方
4. 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなどの必要な感染予防策なしで、「患者」と15分以上の接触があった方（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

（国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」から引用）

\*保健所が濃厚接触者を特定する場合は、これらの定義を参考に総合的に判断します。